

岐阜県公報

第二千二百二十六号
平成二十二年二月二十六日

(金曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 一四一^{ページ}

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一部改正

保安林の指定予定

(出納管理課) 一四四

選挙管理委員会告示

(中濃農林事務所) 一四四

訂正届が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表

(選挙管理委員会) 一四五

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 一四五

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 一四六

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業流通課) 一四六

保安林に指定された旨の通知

(治山課) 一四七

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(建設政策課) 一四八

公共測量の終了

(用地課) 一五〇

岐阜県告示第百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

告示

一 保安林予定森林の所在場所

関市中之保字山道上二三〇〇、字中島一八三三の三、字中屋敷二四一七の一、二四一八、二四一九の一、二四三八の一、二四三八の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山道上二三〇〇・字中島一八三三の三・字中屋敷二四一七の一・二四一八・二四一九の一・二四三八の一 (以上六筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。()

岐阜県告示第百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市洞戸高賀字宮下二二二の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮下二二二の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。()

岐阜県告示第百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本県市法林寺字祐向四四二、四四三の一、四四四、根尾神所字連ヶ寺九一から九四
まで、九四の二、九四の三、字東村二二〇から二二六まで、一三一、一三三、根尾東
板屋字上葛八九九、九〇〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字祐向四四二（次の図に示す部分に限る。） 四四三の一、四四四、字連ヶ寺九

一から九四まで、九四の二、九四の三、字東村二二〇から二二六まで、一三一、

一三三、字上葛八九九、九〇〇

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。()

岐阜県告示第百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
本巣市外山字中河原四三

二 指定の目的
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巣市根尾松田字道谷二六一の一から二六一の五まで、二六一の一〇から二六一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巣市根尾高尾字谷野六八、六九、七〇の四、七一の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字谷野七〇の四（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市高鷲町鮎立字下向二五七四、二五七五の二、二五七六、字下向山三八二五の
一、三八二五の二、三八二六の一、三八二六の二、三八二七、三八二八、三八三〇、
三八三一の一、三八三一の三、三八三二、三八三三、三八三五、三八三七、三八三八、
三八三九の一から三八三九の三まで、三八四〇の一、三八四一の一、三八四一の二、
三八四二、三八四三、三八四四の一、三八四四の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十七号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示（平成十五年岐阜県告示第二百六十八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月一日から適用する。

平成二十二年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

「中「日本ゼネラルフード株式会社（東濃西部総合庁舎内）」を「日本ゼネラルフー

ド株式会社（東濃西部総合庁舎内）」に改める。

共済会

岐阜県告示第百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十二年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

関市下之保字荏畑二〇三四の一、二〇三五の一、二〇三六、字中谷六〇一の一
（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字荏畑二〇三四の一、二〇三五の一、二〇三六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字中谷六〇一の一

- 2 次の森林については、主伐は、択伐による。
字荏畑二〇三四の一、二〇三五の一、二〇三六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県中濃農林事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出のあった平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書について、訂正願があったので、次のとおりその要旨を公表する。

平成二十二年二月十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

岐阜県第三区の候補者園田康博に係る収支報告書の要旨（第一回報告分）中	「この改 その改
の増附 13件 145,000円	「小郡議政研究会 政治団体 5,000,000円
の収入 17,014,870円」	を その他の増附 13件 145,000円 に改
	め。 その他の収入 12,014,870円」

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年二月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人田舎暮らし応援ネットぎふ
- 三 代表者の氏名 木全 義則
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市千旦林一九四番地の六
- 五 定款に記載された目的 この法人は、田舎住まいを希望する人に対し、岐阜県内での移住・居住を応援し、岐阜県内の中山間地域の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年二月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人幸老会
- 三 代表者の氏名 高木 勲
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島市竹鼻町狐穴一九六番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者・障害者・母子家庭・青少年・子供など広く一般に対して在宅介護・障害者援助・母子家庭援助等に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年二月五日

- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人原子分子データ応用フォーラム
- 三 代 表 者 の 氏 名 鈴木 泉
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県土岐市下石町三二番地六
- 五 定款に記載された目的 この法人は、研究者、技術者及び一般市民に対して、

原子分子データの応用及びデータベースに関する科学技術の調査・研究、情報の収集・発信、知識の交換にかかわる事業、原子分子データの応用に関する科学技術の推進、知識の普及、提言に関する事業を行い、原子分子データの応用に関する基礎的研究及びその応用技術の進歩ならびに知識の普及を図り、もって学術文化の進歩普及、産業の発展及び生活の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年二月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人リハビリ
- 三 代 表 者 の 氏 名 粟谷 賢吾
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市向陽町二番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、社会的自立を目指す精神障害者に対して、精神障害者地域生活援助に関する事業を行い、精神障害者の社会復帰の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項

の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年二月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人童寿
- 三 代 表 者 の 氏 名 木村 隆道
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県不破郡関ヶ原町大字今須一一一四番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は高齢者、障害者等社会的支援を必要とする

方を対象に、主在宅福祉サービスを提供することで、地域社会の福祉の増進に寄与する。また児童も含めた地域住民が気軽に参加できる、地域の憩いの場を創造することで、高齢者や障害者等の希望にあふれた地域・社会参加を支援し、ノーマライゼーションの根本理念である共生社会の実現を目指すことを目的とする。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。
なお、その意見書は平成二十二年二月二十六日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
（仮称）オークワ岐阜美濃加茂店
美濃加茂市下米田町今字玄正庵三三番一 外
- 二 意見の概要
美濃加茂市長の意見

・夜間騒音について基準値を上回る測定値があるため、十分な対策を講じること。
(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十二年二月二十六日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

タイヨーショッピングセンター

岐阜市柳津町本郷四丁目一番地の外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十二年二月二十六日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

ケーズデンキ美濃加茂パワフル館

美濃加茂市山手町二丁目八九番 外

二 意見の概要
意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十二年二月二十六日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

ゲンキー垂井店

不破郡垂井町表佐字番切四九一九番一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

保安林に指定された旨の通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定による通知について、相手方が知れないので、同法第百八十九条の規定によりその通知の内容を垂井町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を公示する。

平成二十二年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 森林所有者の登記簿上の住所及び氏名

不破郡垂井町平尾二三番地 藤井吉雄

二 通知の要旨

平成二十二年一月八日付け農林水産省告示第九十三号により、森林が保安林に指定された。

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十一年九月二日	株式会社三島建築	代表取締役 三島賢司	郡上市白鳥町二丁目二五番地	特十七九三四五	建築工事業
平成二十一年九月十四日	有限会社サツキ建設	代表取締役 舞箴清久	郡上市高鷲町鮎立三三八〇番地	般十七一七〇五八	土木及び水道施設工事業
平成二十一年十月八日	清水建設株式会社	代表取締役 清水晃	郡上市和良町沢九八一番地	般十七九二	造園工事業
平成二十一年十月十六日	株式会社丸高組	代表取締役 高橋光男	郡上市大和町剣八〇七番地の一	般十七・十九二二〇三九	建築及び管工事業
平成二十一年十一月四日	株式会社野口建設工業	代表取締役 野口昶仁	郡上市白鳥町恩地七三三番地	般十八四五〇〇一四	土木工事業
平成二十一年十一月十一日	株式会社中建	代表取締役 木藤修	恵那市東野二八九一番地の三	般十九〇六五	土木、建築及びとび・土工工事業
平成二十一年十一月十七日	株式会社土屋R&C	代表取締役 國枝幸雄	大垣市禾森町三丁目二〇六三番地一	特十九四九八五	造園工事業

平成二十一年十一月十八日	株式会社木越組	代表取締役 木越保晴	郡上市八幡町島谷一六一三	般十九九三四	造園工事業
平成二十一年十一月二十日	内藤鉄工	内藤孝博	可児市土田五二八	般十九五〇〇三二四	建築及び鋼構造物工事業
平成二十一年十一月二十四日	下間山建築	下間山博	飛騨市神岡町東町三三九の三	般十七一〇七五〇	建築及び大工工事業
平成二十一年十一月二十六日	大勝産業	柏崎奈奈	岐阜市日置江一一五一	般十七一〇二五〇八	とび・土工工事業
平成二十一年十一月二十六日	岐阜メタルワークス	酒井幸夫	瑞穂市牛牧一四六五番地一	般二十一〇二二六〇	屋根、板金、塗装及び防水工事業
平成二十一年十二月二日	有限会社梅美土木	代表取締役 今井康男	下呂市野尻一四四一三	般十九一六三三八	土木、とび・土工、ほ装及び水道施設工事業
平成二十一年十二月二日	株式会社福岡組	代表取締役 福岡敦嗣	羽島市福寿町平方一〇八〇	般十六八六二四	土木、建築、とび・土工、ほ装、しゅんせつ及び水道施設工事業
平成二十一年十二月三日	有限会社藤建	代表取締役 藤村一夫	関市平賀町五五〇	般十七一七二〇〇	とび・土工、ほ装及び水道施設工事業
平成二十一年十二月三日	山口建築	山口宏	加茂郡白川町切井四四六七	般十六五〇〇四二四	左官、石及びタイル・れんが・ブロック工事業
平成二十一年十二月三日	株式会社朝日商事	五十川孝雄	岐阜市数田南一丁目三番一	般十八一五九五一	土木、とび・土工、ほ装及び造園工事業

月四日	岡田工業	岡田 亨	岐阜市菅生一丁目六番五号	般二十一 一〇二二三	土木、とび・土工 及びび装工業
平成二十一年十二月七日	株式会社松野組	代表取締役 松野 守男	瑞穂市穂積一三三〇番地	特十八 二五	建築工業
平成二十一年十二月八日	株式会社くらしの東栄	代表取締役 古山 紀昭	恵那市大井町二〇八七八	特十八 〇〇三三四	土木及び水道施設 工業
平成二十一年十二月九日	オカダ技装	岡田和夫	各務原市川島小網町二二四六一九二	般二十一 〇二〇三七	建築工業
平成二十一年十二月九日	成瀬工業	成瀬信彦	郡上市八幡町市島二二五	般十九 五〇一九三	土木及びとび・土工工業
平成二十一年十二月十日	株式会社カンテ総合技術研究所	代表取締役 岡部 勝	岐阜市鹿島町六丁目二七番地	般十八 〇〇八六四	造園工業
平成二十一年十二月十五日	有限会社森澤産業	代表取締役 森澤 陽子	飛騨市古川町数河二〇〇八番地	般十七 五〇四三	土工工業
平成二十一年十二月十六日	ミウラジ一エフ株式会社	代表取締役 三浦 隆旨	羽島市福寿町本郷六八〇番地の一	般十八 二九六	鋼構造物工業
平成二十一年十二月十七日	有限会社田口電機	代表取締役 田口 勝三	高山市有楽町七〇番地の八	般十八 三九五	電気及び消防施設 工業
平成二十一年十二月二十四日	鷹竹内組	竹内玲央	本巣郡北方町加茂四五三番地	般二十一 一〇二二六	とび・土工工業
平成二十一年十二月二十四日	有限会社鈴富士木	代表取締役 鈴木 富三	土岐市土岐津町高山一六一番地	般十八 二四九八	土木及びとび・土工工業
平成二十一年十二月二十四日	大平建設株式会社	代表取締役 田口 哲也	多治見市若松町二丁目五番地	般十八 一三八八	土木、建築、土工、とび・土工、石、ほ装、内装仕上及び水道施設工業
平成二十一年十二月二十四日	株式会社ダイエイハービス	代表取締役 金山 光二	下呂市金山町祖師野一〇〇〇一〇	般二十 〇〇一〇八	管工業
平成二十一年十二月二十五日	マルカ塗装店	可児勝郎	岐阜市小西郷三丁目六七番地	般十七 〇八三八	塗装工業
平成二十二年一月四日	有限会社大沢建築	代表取締役 大澤 進	高山市漆垣内町一六二番地	般十七 五〇二四一	建築及び大工工業
平成二十二年一月四日	株式会社田口組	代表取締役 田口 靖剛	高山市花岡町三丁目一〇四一	般・特十八 一三五一	土木及び建築工業
平成二十二年一月六日	株式会社梅田組	代表取締役 梅田 守洋	中津川市中津川字下沢二三三七二	特十八 四五七	造園工業
平成二十二年一月七日	春日井鉄工所	春日井量	羽島市竹鼻町三二〇八一	般十八 七	管、水道施設及び消防施設工業
平成二十二年一月八日	有限会社坂井田住設	代表取締役 坂井 田五十三	岐阜市柳津町高桑三丁目一七八番地	般十八 〇〇二二三	土木、とび・土工、管、ほ装及び水道施設工業
平成二十二年一月十三日	岐阜県土木建築解体事業協同組合	理事長 梅田一人	岐阜市六条大溝四丁目二二番一九号	般十七 一八七九	とび・土工工業

平成二十二年一月十五日	有限会社 白木鋼業所	代表取締役 白木 和仁	安八郡安八町 南今ヶ淵八六六番地	般十七 一 六八七七	土木、建築、大工 とび・土工、鋼構 造物及び内装仕上 工業業
平成二十二年一月十八日	オグリ建 託株式会社	代表取締役 小栗 信夫	岐阜市六条南 二丁目一四番 九号	般十九 一 六四四五	土木、ほ装及び水 道施設工業業
平成二十二年一月十八日	有限会社 高垣工務店	代表取締役 山口 敦司	郡上市八幡町 初納平下夕二 六七番地一	般十六 一 〇三二八	土工工業業
平成二十二年一月二十二日	井亦組	井亦清	郡上市白鳥町 野添三二番地	般十八 九 二八一	土木及びとび・土 工工業業
平成二十二年一月二十八日	TFC飛 驒株式会社	代表取締役 清水 勉	高山市山田町 三三〇番地一	般十七 八 五〇二八	管工工業業

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により防衛省東海防衛支局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
防衛省東海防衛支局
- 二 作業種類
公共測量（用地実測図作成及び基準点測量）
- 三 作業期間
平成二十二年十一月十一日から

同 二十二年一月二十一日まで
作業地域
各務原市那加楠町及び三井町四丁目 地内

平成二十二年二月二十六日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一 号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一
岐阜文芸社